

令和 8 年度三重県介護現場革新会議 取組方針

1 三重県介護現場革新会議の役割

1 地域における課題やその解決策に対する検討

- それぞれの立場における課題を提示し、課題の解決に向けた検討を行うことでより現場の課題に即した施策を講じる。

2 施策への意見収集

- 県が実施している施策や、今後実施する予定の施策に対する意見を収集するとともに、施策が介護現場に対してどのような効果があるのか、さらに事業効果を高めるにはどうしたらよいか等について検討する。
- 三重県介護現場革新会議で得られた意見を施策に反映させることで、施策をアップデートすることができる。

3 三重県介護現場革新会議のメンバー間の連携強化

- 会議のメンバー同士で情報交換を行うことで、それぞれが介護現場の課題認識を定期的にアップデートできる。
- それぞれが実施する事業の周知をより効果的かつ広範囲に行うことができ、より実効性が高いものとすることができる。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義①

①介護人材の不足

- 三重県で将来必要となる介護人材の需要数および供給数を推計すると、令和12（2030）年に約2,400人、令和22（2040）年には約5,600人の介護職員の不足が見込まれている。また、令和8年4月の県内の全業種の有効求人倍率は1.17倍に対して介護関係職では3.36倍と高く、介護分野の人手不足は、他産業と比較しても深刻な状況である。
- 高齢化の進展により、2040年にかけて介護サービスの需要がさらに増加する一方で、生産年齢人口は急激に減少していくことが見込まれ、全業種において人手不足に拍車がかかる中で、介護職員の数を増やすことは、現実的には困難になっていく。
- 生産性に課題を抱えていると、介護業務の身体的・精神的負担が重いことで介護職員の定着が進まず、介護業務のマイナスイメージにつながり、人材確保が困難となる。
- 介護現場の生産性向上に取り組むことは、目の前の課題である人材確保・定着につながる取組である。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義②

②介護サービスの質の確保

- 人手不足の中でも、介護ニーズの急増と多様化に対応する必要があり、介護の質を確保し、向上させていくことが、介護現場で求められる。
- 介護サービスの質の維持・向上を実現していくためには、介護現場の業務改善や業務効率化の取組により、介護現場の生産性向上を図っていく必要がある。
- 介護分野における「生産性」を考える場合には、介護分野の人が人にケアを提供するといった特性（製造業等との違い）を十分に考慮する必要がある。介護現場の生産性向上は「利用者に質の高いケアを届ける」という介護現場の価値を重視し、「介護の価値を高めること」と定義している。
- 介護現場の生産性向上は、直接的なケアの「質の向上」と間接的業務の「量的な効率化」に分けられる。「質の向上」は、業務改善を通じて、ケアに直接関係する業務時間の割合増加や内容の充実を、「量的な効率化」は、情報の記録・入力や会議・研修への参加など間接的業務のムリやムダを削減することを意味する。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義③

③介護テクノロジーの導入

- 介護ニーズがますます増大する中で、高齢者の自立支援や介護者の負担軽減に資する観点から介護ロボットの活用が期待されており、介護現場でのロボット・センサー等の技術を活用した介護サービスの質の維持・向上が求められる。
- 介護現場においては、手書きの記録が多く使われており、再度パソコンに入力し直すなど非効率な作業が発生していることから、ICT化を推進し、少ない人員でも業務を効率化する取組が求められている。
- 介護現場の生産性向上に関するダッシュボード（デジタル庁）では、令和7年6月末時点での本県の介護事業所における介護テクノロジーの導入率は27.4%となっており、全国平均の31.2%よりも低い数値となっていることから、より一層の導入支援が必要とされている。
- また、介護テクノロジーを導入しているものの十分に活用できていない事業所もあることから、導入促進の取組だけでなく、既導入施設に対する活用促進や導入効果の最大化を支援していく必要がある。

2 介護分野の生産性向上に取り組む意義④

④制度改正

- 令和4年12月には、「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」において、事業者の意識改革やテクノロジーの導入促進、業務効率化に向けた取組の重要性が共有された。
- 令和6年4月1日施行の改正介護保険法においては、都道府県に「介護サービスを提供する事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上」に資する助言及び援助を行う努力義務が課されることとなった。
- 令和6年度介護報酬改定においては、施設系サービスにおいて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付けや、介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進を図る「生産性向上推進体制加算」の新設がされた。また、介護職員等処遇改善加算における生産性向上の職場環境要件の拡充がされるなど、生産性向上に係る介護報酬や人員・運営基準等の改正が行われた。

3 令和8年度に取り組むべきこと

- ①介護現場の生産性向上を図るため、ワンストップ窓口である「みえ介護生産性向上支援センター」を設置し、相談対応、研修会、伴走支援の実施等に取り組む。
- ②みえ介護生産性向上支援センター事業において、ケアプランデータ連携システムの導入に関する相談対応や個別セミナーの実施など、介護事業所の最新のニーズに合わせた取組を促進する。
- ③令和8年度介護テクノロジー導入支援事業において、特に見守り機器・介護記録ソフト・インカムに対する導入支援を促進する。
- ④介護テクノロジー導入後の課題解決のための相談、アドバイザー派遣による支援体制を強化する。
- ⑤みえ介護生産性向上支援センター事業による伴走支援により、事業所の生産性向上に係る課題解決を支援し、地域のモデルとなる事業所を育成するとともに、先進事業所による取組の横展開に注力する。